

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	消費生活協同組合法
根拠条項	第12条第6項
処分の概要	員外利用の防止措置の実施命令
法令の定め	第12条 1～5 略 6 行政庁は、必要があると認めるときは、物品の供給事業を行う組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。 (1) 第3項ただし書又は第4項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き組合員以外の者には当該事業を利用させない旨を、物品の供給事業を行う場所に明示すること。 (2) 第3項ただし書又は第4項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き、組合員であることが不明りょうである者に対しては組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと。
処分基準	本処分については、一律に処分基準を定めることが適当でないと考えられるため策定しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G (電話番号：011-231-4111、内線24-521) (ダイヤルイン：011-204-5212)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	消費生活協同組合法
根拠条項	第94条の2第1項及び第2項
処分の概要	共済事業を行う組合に対する業務停止命令等
法令の定め	<p>第94条の2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その必要の限度において、定款若しくは規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済事業を行う組合及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>3項以下 略</p>
処分基準	上記法令の定めるとおり。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G (電話番号：011-231-4111、内線24-521) (ダイヤルイン：011-204-5212)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun. htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	消費生活協同組合法
根拠条項	第95条第1項
処分の概要	法令等の違反に対する措置命令
法令の定め	<p>第95条 行政庁は、第九十三条の規定により報告を徴し、又は第九十四条の規定による検査を行った場合において、当該組合が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) その業務又は会計が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は、定款若しくは規約に違反していること。</p> <p>(2) 正当な理由がなくて1年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後1年以内にその事業を開始しないこと。</p> <p>(3) 第1号に掲げるもののほか、その会計経理が著しく適正でないこと。</p> <p>2項以下 略</p>
処分基準	上記法令の定めるとおり。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G (電話番号：011-231-4111、内線24-521) (ダイヤルイン：011-204-5212)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	消費生活協同組合法
根拠条項	第95条第2項
処分の概要	業務停止命令
法令の定め	<p>第95条 行政庁は、第九十三条の規定により報告を徴し、又は第九十四条の規定による検査を行った場合において、当該組合が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) その業務又は会計が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は、定款若しくは規約に違反していること。</p> <p>(2) 正当な理由がなくて1年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後1年以内にその事業を開始しないこと。</p> <p>(3) 第1号に掲げるもののほか、その会計経理が著しく適正でないこと。</p> <p>2 組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、当該組合に対し、その役員解任を命じ、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>3 略</p>
処分基準	上記法令の定めるとおり。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G (電話番号：011-231-4111、内線24-521) (ダイヤルイン：011-204-5212)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	消費生活協同組合法
根拠条項	第95条第3項
処分の概要	解散命令
法令の定め	<p>第95条 行政庁は、第九十三条の規定により報告を徴し、又は第九十四条の規定による検査を行つた場合において、当該組合が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) その業務又は会計が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は、定款若しくは規約に違反していること。</p> <p>(2) 正当な理由がなくて1年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後1年以内にその事業を開始しないこと。</p> <p>(3) 第1号に掲げるもののほか、その会計経理が著しく適正でないこと。</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分に違反し、又は組合が第一項第二号に掲げる事由に該当する場合において、同項の命令をしたにもかかわらず、組合がこれに従わないときは、その組合の解散を命ずることができる。</p>
処分基準	上記法令の定めるとおり。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G (電話番号：011-231-4111、内線24-521) (ダイヤルイン：011-204-5212)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	消費生活協同組合法
根拠条項	第94条の2第4項
処分の概要	共済事業規約の認可の取消し
法令の定め	第94条の2第4項 1～3 略 4 行政庁は、共済事業を行う組合の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが共済契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該組合の第40条第5項の認可を取り消すことができる。 5 略
処分基準	上記法令の定めるとおり。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G (電話番号：011-231-4111、内線24-521) (ダイヤルイン：011-204-5212)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	消費生活協同組合法
根拠条項	第94条の2第5項
処分の概要	共済を図る事業を行う組合に対する業務停止命令等
法令の定め	第94条の2 1～4 略 5 行政庁は、共済を図る事業を行う組合が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解散を命じ、又は第40条第5項若しくは第6項の認可を取り消すことができる。
処分基準	上記法令の定めるとおり。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G (電話番号：011-231-4111、内線24-521) (ダイヤルイン：011-204-5212)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	消費生活協同組合法
根拠条項	第96条第1項
処分の概要	総会の議決、選挙、当選の取消し
法令の定め	第96条 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。 2 略
処分基準	上記法令の定めるとおり。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G (電話番号：011-231-4111、内線24-521) (ダイヤルイン：011-204-5212)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律
根拠条項	第4条第1項
処分の概要	買占め売惜しみにより特定物資を多量に保有している事業者に対する売り渡し指示
法令の定め	第4条 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者が買占め又は売惜しみにより当該物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、売渡しすべき期限及び数量並びに売渡し先（内閣総理大臣及び主務大臣が当該物資の買受につきその同意を得たものに限る。）を定めて、当該物資の売渡しをすべきことを指示することができる。 2項以下 略
処分基準	・ 生活関連物資等の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資等の買占め又は売惜しみが行われ又は行われるおそれがあるときに、特別の調査を要する物資として政令で指定された生活関連物資等について、買占め又は売惜しみがあつた場合に処分するものであり、指定される物資は状況によって変わることから、予め処分基準を設定することは困難である。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G (電話番号：011-231-4111、内線24-521) (ダイヤルイン：011-204-5937)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律
根拠条項	第4条第2項
処分の概要	買占め売惜しみにより特定物資を多量に保有している事業者に対する売り渡し命令
法令の定め	<p>第4条 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者が買占め又は売惜しみにより当該物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、売渡しすべき期限及び数量並びに売渡し先（内閣総理大臣及び主務大臣が当該物資の買受につきその同意を得たものに限る。）を定めて、当該物資の売渡しをすべきことを指示することができる。</p> <p>2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその時指示に従わなかったときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該譲渡先に当該物資の売渡しをすべきことを命ずることができる。</p> <p>3項以下 略</p>
処分基準	<ul style="list-style-type: none">第1項の規定による指示を受けた者がその時指示に従わなかったときに処分するものであり、第1項の処分基準のとおり、指定される物資は状況によって変わることから、予め処分基準を設定することは困難である。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G (電話番号：011-231-4111、内線24-521) (ダイヤルイン：011-204-5937)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律
根拠条項	第10条
処分の概要	会員契約の締結等の業務に関し必要な措置をとるべきことを指示する。
法令の定め	第10条 主務大臣は、会員制事業者が第3条から第5条まで若しくは第6条から前条までの規定に違反し、又は会員契約代行者が第4条、第5条第1項若しくは第2項、第6条、第7条第1項若しくは第8条の規定に違反した場合において、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。
処分基準	上記法令に定めるとおり
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律
根拠条項	第11条
処分の概要	会員契約の締結等の業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずる。
法令の定め	第11条 主務大臣は、会員制事業者が第3条から第5条まで若しくは第6条から第9条までの規定に違反し、若しくは会員契約代行者が第4条、第5条第1項若しくは第2項、第6条、第7条第1項若しくは第8条の規定に違反した場合において、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は会員制事業者若しくは会員契約代行者が前条の規定による指示に従わないときは、その会員制事業者又は会員契約代行者に対し、一年以内の期間を限り、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。 2項 略
処分基準	上記法令に定めるとおり
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第7条
処分の概要	販売業者等に対し、必要な措置をとるべきことを指示する。
法令の定め	<p>第7条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第3条、第3条の2第2項若しくは第4条から第6条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者または役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>(1) 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。</p> <p>(2) 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第6条第1項第1号から第5号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと</p> <p>(3) 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。</p> <p>(4) 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約であつて日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利（第2条第4項第1号に掲げるものに限る。）の売買契約又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約の締結について勧誘することその他顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為として主務省令で定めるもの</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの</p> <p>2項 略</p>
処分基準	法に規定されている事項のほかに具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも行政処分を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki_jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第8条
処分の概要	販売業者等に対し、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずる。
法令の定め	第8条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第3条、第3条の2第2項若しくは第4条から第6条までの規定に違反し若しくは前条第1項各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、二年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。…(以下略)。 2項 略
処分基準	法に規定されている事項のほかに具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも業務停止命令を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第8条の2
処分の概要	業務停止命令を受けた販売業者等の役員等に対し、業務停止命令と同一の期間を定めて、停止を命じた範囲の業務を新たに開始することの禁止を命ずる。
法令の定め	<p>第8条の2 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による訪問販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用人（以下単に「使用人」という。）及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者</p> <p>(2) 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者</p> <p>2項 略</p>
処分基準	法に規定されている事項のほかに具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも業務停止命令を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第14条
処分の概要	販売業者等に対し、必要な措置をとるべきことを指示する。
法令の定め	<p>第14条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第11条、第12条、第12条の3（第5項を除く。）若しくは前条第1項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>(1) 通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。</p> <p>(2) 顧客の意に反して通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として主務省令で定めるもの</p> <p>(3) 前二号に掲げるもののほか、通信販売に関する行為であつて、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの</p> <p>2 主務大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が第12条の4第1項若しくは同条第2項において準用する第12条の3第2項から第4項までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その通信販売電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>(1) 顧客の意に反して通信販売電子メール広告委託者に対する通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として主務省令で定めるもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、通信販売に関する行為であつて、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの</p> <p>3項以下 略</p>
処分基準	<p>法に規定されている事項のほかに具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも行政処分を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。</p>
処分担当課	<p>環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)</p>
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 2 年 1 月 3 1 日作成)

法 令 名	特定商取引に関する法律
根 拠 条 項	第 1 5 条
処 分 の 概 要	販売業者等に対し、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずる。
法 令 の 定 め	<p>第15条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第11条、第12条、第12条の3（第5項を除く。）若しくは第13条第1項の規定に違反し若しくは前条第1項各号に掲げる行為をした場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 主務大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が第12条の4第1項若しくは同条第2項において準用する第12条の3第2項から第4項までの規定に違反し若しくは前条第2項各号に掲げる行為をした場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は通信販売電子メール広告受託事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その通信販売電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、通信販売電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>3項以下 略</p>
処 分 基 準	法に規定されている事項のほかに具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも業務停止命令を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。
処 分 担 当 課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問 い 合 わ せ 先	同上
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun. htm

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第15条の2
処分の概要	業務停止命令を受けた販売業者等の役員等に対し、業務停止命令と同一の期間を定めて、停止を命じた範囲の業務を新たに開始することの禁止を命ずる。
法令の定め	<p>第15条の2 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第1項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による通信販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前60日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前60日以内においてその使用人であつた者</p> <p>(2) 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者</p> <p>2項 略</p>
処分基準	法に規定されている事項のほか具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも業務停止命令を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第22条
処分の概要	販売業者等に対し、必要な措置をとるべきことを指示する。
法令の定め	<p>第22条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第16条から第21条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>(1) 電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。</p> <p>(2) 電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて電話勧誘顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第21条第1項第1号から第5号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。</p> <p>(3) 電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。</p> <p>(4) 正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約であつて日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利（第2条第4項第1号に掲げるものに限る。）の売買契約又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約の締結について勧誘することその他電話勧誘顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為として主務省令で定めるもの</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、電話勧誘販売に関する行為であつて、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの</p> <p>2項 略</p>
処分基準	<p>法に規定されている事項のほか具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも行政処分を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。</p>
処分担当課	<p>環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)</p>
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第23条
処分の概要	販売業者等に対し、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずる。
法令の定め	第23条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第16条から第21条までの規定に違反し若しくは前条第1項各号に掲げる行為をした場合において電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、2年以内の期間を限り、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。…(以下略)。 2項 略
処分基準	法に規定されている事項のほかに具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも業務停止命令を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第23条の2
処分の概要	業務停止命令を受けた販売業者等の役員等に対し、業務停止命令と同一の期間を定めて、停止を命じた範囲の業務を新たに開始することの禁止を命ずる。
法令の定め	<p>第23条の2 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第1項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による電話勧誘販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前60日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前60日以内においてその使用人であつた者</p> <p>(2) 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者</p> <p>2項 略</p>
処分基準	法に規定されている事項のほか具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも業務停止命令を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第38条
処分の概要	連鎖販売取引業者等に対し、必要な措置をとるべきことを指示する。
法令の定め	<p>第38条 主務大臣は、統括者が第33条の2、第34条第1項、第3項若しくは第4項、第35条、第36条、第36条の3（第5項を除く。）若しくは前条の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合又は勧誘者が第33条の2、第34条第1項、第3項若しくは第4項、第35条、第36条若しくは第36条の3（第5項を除く。）の規定に違反し若しくは第2号から第4号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>(1) その連鎖販売業に係る連鎖販売契約に基づく債務又はその解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。</p> <p>(2) その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。次号において同じ。）の締結について勧誘をすること。</p> <p>(3) その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をすること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約に関する行為であつて、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。</p> <p>2 主務大臣は、勧誘者が第33条の2、第34条第1項、第3項若しくは第4項、第35条、第36条、第36条の3（第5項を除く。）若しくは前条の規定に違反し、又は前項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その勧誘者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>3 主務大臣は、一般連鎖販売業者が第33条の2、第34条第2項から第4項まで、第35条、第36条、第36条の3（第5項を除く。）若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その一般連鎖販売業者に対し、当該違反または当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる措置</p> <p>(2) その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、その連鎖販売業に関する事項で会って、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。</p> <p>4 主務大臣は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が第36条の4第1項又は同条第2項において準用する第36条の3第2項から第4項までの規定に違反した場合において、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>5項以下 略</p>
処分基準	法に規定されている事項のほかに具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも行政処分を逃れようとすることが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki.jun.htm

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第39条
処分の概要	連鎖販売取引業者等に対し、連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずる。
法令の定め	<p>第39条 主務大臣は、統括者が第33条の2、第34条第1項、第3項若しくは第4項、第35条、第36条、第36条の3（第5項を除く。）若しくは第37条の規定に違反し若しくは前条第1項各号に掲げる行為をした場合若しくは勧誘者が第33条の2、第34条第1項、第3項若しくは第4項、第35条、第36条若しくは第36条の3（第5項を除く。）の規定に違反し若しくは前条第1項第2号から第4号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき又は統括者が同項の規定による指示に従わないときは、その統括者に対し、2年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。…（以下略）。</p> <p>2 主務大臣は、勧誘者が第33条の2、第34条第1項、第3項若しくは第4項、第35条、第36条、第36条の3（第5項を除く。）若しくは第37条の規定に違反し若しくは前条第1項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は勧誘者が同条第2項の規定による指示に従わないときは、その勧誘者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 主務大臣は、一般連鎖販売業者が第33条の2、第34条第2項から第4項まで、第35条、第36条、第36条の3（第5項を除く。）若しくは第37条の規定に違反し若しくは前条第1項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は一般連鎖販売業者が同条第3項の規定による指示に従わないときは、その一般連鎖販売業者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>4 主務大臣は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が第36条の4第1項若しくは同条第2項において準用する第36条の3第2項から第4項までの規定に違反した場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が前条第4項の規定による指示に従わないときは、その連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、連鎖販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>5項以下 略</p>
処分基準	法に規定されている事項のほかに具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも取引停止命令を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第39条の2
処分の概要	業務停止命令を受けた販売業者等の役員等に対し、業務停止命令と同一の期間を定めて、停止を命じた範囲の業務を新たに開始することの禁止を命ずる。
法令の定め	<p>第39条の2 主務大臣は、統括者に対して前条第1項の規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による連鎖販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該統括者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前60日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前60日以内においてその使用人であつた者</p> <p>(2) 当該統括者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前60日以内においてその使用人であつた者</p> <p>2 主務大臣は、勧誘者に対して前条第2項の規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による連鎖販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該勧誘者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前60日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前60日以内においてその使用人であつた者</p> <p>(2) 当該勧誘者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前60日以内においてその使用人であつた者</p> <p>3 主務大臣は、一般連鎖販売業者に対して前条第3項の規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による連鎖販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該一般連鎖販売業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前60日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前60日以内においてその使用人であつた者</p> <p>(2) 当該一般連鎖販売業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前60日以内においてその使用人であつた者</p> <p>4項 略</p>
処分基準	法に規定されている事項のほか具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも業務停止命令を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第46条
処分の概要	特定継続的役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを指示する。
法令の定め	<p>第46条 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第42条、第43条、第44条若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける者又は特定権利販売契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者（以下この章において「特定継続的役務提供受領者等」という。）の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>(1) 特定継続的役務提供等契約に基づく債務又は特定継続的役務提供等契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること</p> <p>(2) 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第44条第1項第1号から第6号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。</p> <p>(3) 特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、特定継続的役務提供受領者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、特定継続的役務提供に関する行為であつて、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの</p> <p>2項 略</p>
処分基準	<p>法に規定されている事項のほかに具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも行政処分を逃れようとするものが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。</p>
処分担当課	<p>環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)</p>
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第47条
処分の概要	特定継続的役務提供事業者等に対し、特定継続的役務提供に関する業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずる。
法令の定め	第47条 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第42条、第43条、第44条若しくは第45条の規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同条の規定による指示に従わないときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、2年以内の期間を限り、特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。…(以下略)。 2項 略
処分基準	法に規定されている事項のほかに具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも業務停止命令を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun. htm

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第47条の2
処分の概要	業務停止命令を受けた販売業者等の役員等に対し、業務停止命令と同一の期間を定めて、停止を命じた範囲の業務を新たに開始することの禁止を命ずる。
法令の定め	<p>第47条の2 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者に対して前条第1項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による特定継続的役務提供に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該役務提供事業者又は当該販売業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前60日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前60日以内においてその使用人であつた者</p> <p>(2) 当該役務提供事業者又は当該販売業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前60日以内においてその使用人であつた者</p> <p>2項 略</p>
処分基準	法に規定されている事項のほか具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも業務停止命令を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

法 令 名	特定商取引に関する法律
根 拠 条 項	第 5 6 条
処 分 の 概 要	業務提供誘引販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示する。
法 令 の 定 め	<p>第56条 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第51条の2、第52条、第53条、第54条、第54条の3（第5項を除く。）若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>(1) その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に基づく債務又はその解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。</p> <p>(2) その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。次号において同じ。）の締結について勧誘をすること。</p> <p>(3) その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該業務提供誘引販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をすること。</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に関する行為であつて、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。</p> <p>2 主務大臣は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が第54条の4第1項又は同条第2項において準用する第54条の3第2項から第4項までの規定に違反した場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p>
処 分 基 準	<p>法に規定されている事項のほか具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも行政処分を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。</p>
処 分 担 当 課	<p>環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)</p>
問 い 合 わ せ 先	同上
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第57条
処分の概要	業務提供誘引販売業者に対し、業務提供誘引販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずる。
法令の定め	<p>第57条 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第51条の2、第52条、第53条、第54条、第54条の3（第5項を除く。）若しくは第55条の規定に違反し若しくは前条第1項各号に掲げる行為をした場合において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売業を行う者が同条の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、2年以内の期間を限り、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。…(以下略)。</p> <p>2 主務大臣は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が第54条の4第1項若しくは同条第2項において準用する第54条の3第2項から第4項までの規定に違反した場合において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が前条第2項の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、業務提供誘引販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>3項以下 略</p>
処分基準	法に規定されている事項のほかに具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも取引停止命令を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第57条の2
処分の概要	業務停止命令を受けた販売業者等の役員等に対し、業務停止命令と同一の期間を定めて、停止を命じた範囲の業務を新たに開始することの禁止を命ずる。
法令の定め	<p>第57条の2 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者に対して前条第1項の規定によりその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による業務提供誘引販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該業務提供誘引販売業を行う者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前60日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前60日以内においてその使用人であつた者</p> <p>(2) 当該業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前60日以内においてその使用人であつた者</p> <p>2項 略</p>
処分基準	法に規定されている事項のほか具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも業務停止命令を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第58条の12
処分の概要	購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示する。
法令の定め	<p>第58条の12 主務大臣は、購入業者が第58条の5から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>(1) 訪問購入に係る売買契約に基づく債務又は訪問購入に係る売買契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。</p> <p>(2) 訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、当該売買契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第58条の10第1項第1号から第6号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。</p> <p>(3) 訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、訪問購入に関する行為であつて、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの</p> <p>2項 略</p>
処分基準	<p>法に規定されている事項のほかに具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも行政処分を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。</p>
処分担当課	<p>環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G</p> <p>(電話番号：011-231-4111、内線24-513)</p> <p>(ダイヤルイン：011-204-5213)</p>
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 2 年 1 月 3 1 日作成)

法 令 名	特定商取引に関する法律
根 拠 条 項	第 5 8 条 の 1 3
処 分 の 概 要	購入業者に対し、訪問購入取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずる。
法 令 の 定 め	第58条の13 主務大臣は、購入業者が第58条の5から第58条の11の2までの規定に違反し若しくは前条第1項各号に掲げる行為をした場合において訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は購入業者が同項の規定による指示に従わないときは、その購入業者に対し、2年以内の期間を限り、訪問購入に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。…(以下略)。 2項 略
処 分 基 準	法に規定されている事項のほかに具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも取引停止命令を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。
処 分 担 当 課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問 い 合 わ せ 先	同上
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun. htm

法令名	特定商取引に関する法律
根拠条項	第58条の13の2
処分の概要	業務停止命令を受けた販売業者等の役員等に対し、業務停止命令と同一の期間を定めて、停止を命じた範囲の業務を新たに開始することの禁止を命ずる。
法令の定め	<p>第58条の13の2 主務大臣は、購入業者に対して前条第1項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による訪問購入に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができ</p> <p>(1) 当該購入業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者</p> <p>(2) 当該購入業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者</p> <p>2項 略</p>
処分基準	法に規定されている事項のほか具体的な処分基準を明らかにすることによって、悪質事業者が処分基準に該当しない範囲で法違反行為を行いながらも業務停止命令を逃れようとするのが想定されることから、このような処分基準の悪用を防止するため、処分基準を公表しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	割賦販売法
根拠条項	第35条の3の21第1項
処分の概要	個別信用購入あつせん業者に対する改善命令
法令の定め	第35条の3の21 経済産業大臣は、個別信用購入あつせん業者が…（中略）、第35条の3の5又は第35条の3の7本文、…（中略）の規定に違反していると認めるときは、その必要の限度において、当該個別信用購入あつせん業者に対し、個別信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2項及び3項 略
処分基準	上記法令に定めるとおり
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	割賦販売法
根拠条項	第35条の3の32第2項
処分の概要	登録個別信用購入あつせん業者に対する業務停止命令
法令の定め	第35条の3の32 略 2 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、…(中略)、又は一年以内の期間を定めて、個別信用購入あつせんに係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1) 第35条の3の26第1項…(中略)の規定による命令に違反したとき。 (2)及び(3) 略 3項以下 略
処分基準	上記法令に定めるとおり
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-513) (ダイヤルイン：011-204-5213)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	貸金業法
根拠条項	第24条の6の3
処分の概要	業務改善命令
法令の定め	第24条の6の3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の業務の運営に関し、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該貸金業者に対して、その必要の限度において、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。 2項以下 略
処分基準	「北海道貸金業関係事務取扱要領（環境生活部くらし安全局消費者安全課作成）」による。 ※本要領は、公にすることにより、脱法的行為が助長されるおそれがあり、行政上特別の支障となることが予想されるため非公開とする。
処分担当課	各振興局保健環境部環境生活課道民生活係 (電話番号：)
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	貸金業法
根拠条項	第24条の6の4
処分の概要	監督上の処分
法令の定め	<p>第24条の6の4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該貸金業者に対し登録を取消し、又は1年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる（各号は別紙のとおり）。</p> <p>2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が、前項第2号から第12号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該貸金業者に対し当該役員解任を命ずることができる。</p> <p>3項 略</p>
処分基準	<p>「北海道貸金業関係事務取扱要領（環境生活部くらし安全局消費者安全課作成）」による。</p> <p>※本要領は、公にすることにより、脱法的行為が助長されるおそれがあり、行政上特別の支障となることが予想されるため非公開とする。</p>
処分担当課	各振興局保健環境部環境生活課道民生活係 (電話番号：)
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

(別紙)

「貸金業法第24条の6の4の各号」(監督上の処分)

- 第1号 第6条第1項第13号(第12条の3第3項の規定の適用がある場合を除く。)又は第6条第1項第14号から第16号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- 第2号 貸金業の業務に関し法令(第12条、第12条の5、第24条第3項及び第4項、第24条の2第3項及び第4項並びに第24条の3第3項及び第4項を除く。)又は法令に基づく内閣総理大臣若しくは都道府県知事の処分に違反したとき。
- 第3号 第24条第3項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債権譲渡等をしたとき。
- 第4号 貸付けの契約に基づく債権譲渡等をした場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。
- イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当たりその相手方が取立て制限者(第24条第3項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同じ。)であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。
 - ロ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該債権の取立てをするに当たり、第21条第1項(第24条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。
- 第5号 第24条の2第3項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき。
- 第6号 保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。
- イ 当該貸金業者が、当該保証契約の締結に当たりその保証業者が取立て制限者(第24条の2第3項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同じ。)であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該保証契約の締結の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。
 - ロ 当該保証契約の締結を行つた取立て制限者又は当該保証契約の締結の後当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第24条の2第2項において準用する第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。
- 第7号 第24条の3第3項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託したとき。
- 第8号 貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。
- イ 当該貸金業者が、当該弁済の委託に当たりその相手方が取立て制限者(第24条の3第3項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同じ。)であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該弁済の委託の後取立て制限者が当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。
 - ロ 当該受託弁済に係る求償権等を取得した取立て制限者又は当該受託弁済に係る求償権等の取得の後当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第24条の3第2項において準用する第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。
- 第9号 貸金業者からその貸付けに係る契約に基づく債権の債権譲渡等を受けた者が、当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該債権譲渡等を受けた者が、当該債権の取立てをするに当たり、第21条第1項(第24条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。
- 第10号 保証等に係る求償権等を取得した保証業者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該保証業者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第24条の2第2項において準用する第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。
- 第11号 受託弁済に係る求償権等を取得した受託弁済者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該受託弁済者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第24条の3第2項において準用する第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。
- 第12号 第2号に掲げるもののほか、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第31条第7項の規定を除く。)に違反したとき。

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	貸金業法
根拠条項	第24条の6の5
処分の概要	登録の取消し
法令の定め	<p>第24条の6の5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第6条第1項第1号若しくは第4号から第12号までのいずれかに該当するに至ったとき、又は登録の時点において同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。</p> <p>(2) 第7条各号のいずれかに該当して引き続き貸金業を営んでいる場合において、新たに受けるべき第3条第1項の登録を受けていないことが判明したとき。</p> <p>(3) 不正の手段により第3条第1項の登録を受けたとき。</p> <p>(4) 第12条の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 第12条の5の規定に違反したとき。</p> <p>2項 略</p>
処分基準	第24条の6の5第1項第1号から第5号の規定による処分は、法令により具体的に規定されているため設定しない。
処分担当課	各振興局保健環境部環境生活課道民生活係 (電話番号：)
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	貸金業法
根拠条項	第24条の6の10
処分の概要	報告又は資料提出命令
法令の定め	第24条の6の10 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。 2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。 3項以下 略
処分基準	「北海道貸金業関係事務取扱要領（環境生活部くらし安全局消費者安全課作成）」による。 ※本要領は、公にすることにより、脱法的行為が助長されるおそれがあり、行政上特別の支障となることが予想されるため非公開とする。
処分担当課	各振興局保健環境部環境生活課道民生活係 (電話番号：)
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	日本農林規格等に関する法律
根拠条項	第61条第1項
処分の概要	表示に関する指示
法令の定め	第61条 第59条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない取扱業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣）は、当該取扱業者に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。 2項以下 略
処分基準	本処分については、一律に処分基準を定めることが適当でないと考えられるため策定しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-514) (ダイヤルイン：011-204-5216)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	日本農林規格等に関する法律
根拠条項	第61条第3項
処分の概要	指示に従わない者に対する命令
法令の定め	第61条 第59条第1項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない取扱業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣）は、当該取扱業者に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。 2 略 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 略
処分基準	上記法令に定めるとおり
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-514) (ダイヤルイン：011-204-5216)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

法令名	不当景品類及び不当表示防止法
根拠条項	第7条第1項
処分の概要	措置命令
法令の定め	<p>第7条 内閣総理大臣は、第4条の規定による制限若しくは禁止又は第5条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。</p> <p>(1) 当該違反行為をした事業者</p> <p>(2) 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人</p> <p>(3) 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人</p> <p>(4) 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者</p> <p>2項 略</p>
処分基準	本処分については、一律に処分基準を定めることが適当でないと考えられるため策定しない。
処分担当課	<p>環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G</p> <p>(電話番号：011-231-4111、内線24-528)</p> <p>(ダイヤルイン：011-204-5216)</p>
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	食品表示法
根拠条項	第6条第1項
処分の概要	食品関連事業者に対し、農林水産省令で定める表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべきことを指示する。
法令の定め	第6条 食品表示基準に定められた第4条第1項第1号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第1項第2号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。 2項以下 略
処分基準	本処分については、一律に処分基準を定めることが適当でないと考えられるため策定しない。
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-528) (ダイヤルイン：011-204-5216)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	食品表示法
根拠条項	第6条第5項
処分の概要	第6条第1項の規定による指示を受けた者に対し、指示に係る措置をとるべきことを命ずる。
法令の定め	<p>第6条 食品表示基準に定められた第4条第1項第1号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第1項第2号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 内閣総理大臣は、第1項又は第3項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>6項以下 略</p>
処分基準	上記法令に定めるとおり
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化G (電話番号：011-231-4111、内線24-528) (ダイヤルイン：011-204-5216)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki jun.htm